

熊本地域公共交通活性化協議会要綱

制定 令和6年3月19日 市長決裁

(目的)

第1条 熊本地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施等に関する協議を行うとともに、利便性の高い公共交通を実現するために必要な事項を協議するために組織する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 計画の実施状況に係る調査、分析及び評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 熊本市
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年を超えない範囲内で市長が定める期間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議における協議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 会長は、緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、協議会を書面（電磁的記録を含む。）により開催することができる。
- 6 委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。
- 7 前項の規定により議決権を行使する者は、第2項及び第3項の規定の適用については、出席したもののみとする。
- 8 第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「会長が指定する期日までに議事結果を回答した委員」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について協議等を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(専門部会)

第8条 協議会は、会長が必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事項に係る専門的な事項を協議するための専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、専門部会の会務を総理するとともに、専門部会における協議の結果について協議会に報告するものとする。

5 第6条から前条の規定は、専門部会の会議に準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、熊本市都市建設局交通企画課に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第11条 監査委員は、会長の指名する委員を置く。

2 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。